

平成28年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：平成28年7月26日（火）

午後2時から午後4時まで

場所：県庁行政庁舎9階 第1議室

1 開会

2 委嘱状交付

佐々木圭亮委員に委嘱状交付

3 挨拶（佐野環境生活部長）

4 議事

（1）会議の成立

16名の委員のうち11名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員

小金澤委員（会長）、熊谷委員（副会長）、西川委員、氏家（幸）委員、
佐藤委員、加藤委員、大友委員、丹野委員、伊藤委員、國永委員、佐々木（圭）委員

欠席委員

小野委員、阿部（誠）委員、佐々木（眞）委員、氏家（直）委員、水野委員

（2）会議内容

〈 小金澤会長 〉

皆さん、こんにちは。今日は、平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）評価について、まとめたものを皆さんで協議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この会は、御存じのとおり、消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者から構成されています。委員同士で意見を交換しながら、それぞれのお立場の委員お一人お一人から、貴重な御意見を頂戴する場にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、「平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）の評価について」の説明をお願いします。

〈 事務局 赤間課長 〉

それでは、議題の「平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について」を御説明させていただきます。お手元の資料1から資料2, 3, 4までが関係資料となります。

平成27年度施策の実施状況につきましては、5月31日に開催しました第1回みやぎ食の安全

安心推進会議で御説明し、委員の皆様方には、施策の達成度について、小分類毎に、「A:達成している、B:概ね達成している、C:達成していない」の3段階評価をお願いしたところです。

皆様からいただきました評価表につきましては、会長に御報告いたしました。会長からは、皆様の評価を基にしまして、「推進会議としての評価案」としてとりまとめいただきました。この評価案につきまして、これから御説明いたします。

本日御協議をいただき、推進会議として最終的な評価を決定いただき、この内容を報告書に反映させた形にいたします。そのうち、8月1日開催予定の知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」に諮り、その後、9月定例県議会へ報告し、公表する予定としております。

「資料1」は、本編を簡略にまとめた概要版となります。

お開きいただきますと1ページの「推進体制整備の経緯」から始まりまして、2ページは議会報告と公表の趣旨、3ページは施策体系、4ページから6ページは施策の実施状況、7ページは数値目標実績、8ページは本日御審議いただく推進会議の評価、最後の9ページは「食の安全安心推進体制」となっております。

御審議をいただいて本編が確定しますとこのような体裁で概要版を完成させることとなりますが、本日、詳細の説明は省略させていただきます。

それでは、評価案を御説明いたします。

「資料2」を御覧ください。前回の推進会議で御説明しました施策の実施状況案となります。

42ページをお開きください。このような形で、評価結果を挿入して冊子を完成させることとしております。この評価部分を、「資料3」として抜粋しておりますので、そちらで御説明させていただきます。

「資料3」を御覧ください。委員の皆様からいただきました評価を基に、小金澤会長に推進会議の評価案としてとりまとめていただいたものとなります。全体的には、Aの「達成している」あるいはBの「概ね達成している」との評価をいただいております。

なお、1ページには、ABCランク別の委員数と総評として会長がまとめられた達成度を一覧表として記載しております。

「B+（プラス）」とありますのは、「Aに近いB」と、「そうでないもの」をわかりやすくするためにと会長が取りまとめに当たり区別くださったものです。最終的な報告書におきましては、ABCの3ランクの区分のみとし、「+の表示」はいたしません。

2ページをお開きください。「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の「(1) 生産及び供給体制の確立」でございます。

「イ 生産者の取組への支援」につきましては、「B」と評価をいただきました。

農薬の適正使用、牛のトレーサビリティシステム、カキ処理場などの水産関係施設整備は、ほぼ予定どおり進められている。みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度、エコファーマー、農業生産工程管理等の普及拡大に重点を。環境保全農業の普及やエコファーマー認定者の育成は、具体的な支援策をとらないと普及しない。

特に、農業従事者の高齢化により後継者がいない現状では、担い手農家への農地集積の進展が進む。担い手農家の経営の大規模化によって、特別栽培農産物や手間のかかる栽培法の実施が厳しくなってくる。こうした状況では、環境保全農業への抜本的な対応が必要。

また、環境保全農業やエコファーマーについては、消費者に対するPRが必要。GAPについては、JGAP指導員のさらなる育成と国際標準のGLOBAL. G.A.Pの情報収集等が必要、といった

内容です。

「ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援」につきましては、「A」と評価をいただきました。

病虫害の防除、家畜伝染病や鳥インフルエンザ対策は十分に機能している。伝染病発生予防の徹底に関しては、SPF豚に取り組んでいる養豚事業者への支援の強化が必要。下痢性貝毒、麻ひ性貝毒、ノロウイルスについては、十分な監視が行われ、食中毒の未然防止に役立っていることを高く評価、といった内容です。

「ハ 事業者に対する支援」につきましては、「B」と評価をいただきました。

みやぎHACCPの認証の仕組みをステップ4段階とし、程度に応じて取り組みやすくした点は評価。宮城の水産業は、風評被害がまだ続いている一方で、新しい工場が多く稼働しはじめ、輸出も目指している。水産HACCPの普及をもっと強力に進めていただきたい。

ただし、ホームページ上やリーフレット等からは、HACCPを取得することが、消費者の食の安全を守ることにつながるということに理解が及ぶようになっていない。食品等事業者が理解できるように可視化が必要。

また、HACCP認証への関心の向上とともに、身体に優しい食品製造と真心のこもった製造を期待、といった内容です。

続きまして、「(2) 監視指導及び検査の徹底」です。「イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底」につきましては、「B」と評価をいただきました。

肥料生産業者による肥料取締法違反事件は、有機栽培農家に影響がでて大変残念。県の管轄と国の管轄の違いがあるようだが、真面目な農家が被害に遭わないような対応を期待。

また、農家への情報提供や救済措置は取られたが、再発防止に向けて県の検査指導の強化が望まれる。立入検査やモニタリング調査により、監視体制が機能していると判断できるが、農薬販売者、農薬使用者、肥料生産業者の立入検査件数は、検査対象数も次年度以降の報告書に併せて記載を。畜産・水産の飼料についても同様。

また、一部、動物用医薬品の販売違反がまだ見受けられ、さらなる指導が望まれる、といった内容でございます。

3ページですが、「ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底」につきましては、「A」と評価をいただきました。

食品営業施設、安全な魚介類、カキ処理施設及び食肉を供給するための監視指導が十分に行われ評価できる。ノロウイルスやBSEの検査は規定どおりに、放射能検査もきちんと実施され、結果も公表されている。

ただし、県産農林水産物の放射性物質の検査については、結果を公表しただけでは、県民の不安の解消につながらない場合もあり、基準値を超過したものの原因と対応に関する情報の発信が必要、といった内容です。

「ハ 食品表示の適正化の推進」につきましては、「B」と評価をいただきました。食品表示ウォッチャーの活動で、食の安全安心が充実してきていると評価。

一方、賞味期限表示が不適切な業者が摘発されたこと、行政に対する信頼が揺らいだことは、残念。この事件で、食品の安全性等の確保を目的とする食品表示法と通報者保護を目的とする「公益通報者保護制度」への対応が課題となった。食品表示法、食品の機能性表示、あるいは栄養成分表示の義務化等が運用される中で、監視指導が今以上に機能することが望まれる。

さらに、研修制度等を充実させて食品表示ウォッチャーの調査力の底上げが必要、といった内

容です。

続きまして、「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」、「(1) 情報共有及び相互理解の促進」でございます。

「イ 情報の収集、分析及び公開」につきましては、「B」と評価をいただきました。

県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合が、平成27年度は37.8%と上昇し、約4割の評価を受け前進はしているが、目標値の70%には遠く及ばないことから、更なる分かりやすく適正な情報の提供が望まれる。県から情報を受けているモニターの数字であり、一般県民では情報提供が十分という評価はもっと低いと思われる。モニターへのアンケートの際に、関連質問として「何が足りないのか」、「どうすれば改善するか」などの設問を設けて分析することを提案したい。

放射性物質検査の結果が、県の「放射能情報サイトみやぎ」で公表されているが、モニターの情報提供に対する満足度がまだ低い。この原因を分析し、県が出したい情報と県民が知りたい情報の整合性を望みたい。

また、情報提供の評価を、ホームページのアクセス数で評価するのは不十分ではないか。ホームページは自ら見ようとしないと情報は得られないので、別の情報発信ツールの検討も必要。

また、広く県民の意見を収集する指標として、パブリックコメント提出数を記載することを提案したい、といった内容です。

「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましては、「B」と評価をいただきました。

食の安心の確保につながる「地産地消」にもっと力を入れてほしい。近年のブームを一過性に終わらせないよう努めてほしい。県産食材を利用することが生産者・事業者・消費者にとっても良いことなので推進してほしい。

学校給食の取り組みは、課題や障害が多いので、モデル地域の具体的な取り組み内容とその成果、明確になった課題等を供給サイドに積極的に情報提供してほしい。

また、地産地消推進のため、大学参加を含め、お弁当コンテストの参加校をもっと募り、大会を盛大にすれば、若い人達にも地産地消が広がる。そのためには、「高校生地産地消お弁当コンテスト」について、学校側・生徒等はどうに受け止めているのか、減少の原因分析をしてほしい。

さらに、子育て世代の親を巻き込み、地産地消を含め、食育の大切さを感性レベルで実践できる企画をとった内容です。

4ページですが、「(2) 県民参加」です。「イ 県民総参加運動の展開」につきましては、「B」と評価をいただきました。

大学生を対象に消費者モニターのPRや勧誘に努め、登録者数が増加したのは良い結果だが、若いモニターに活動や研修の場が適切に与えられているか、課題の抽出を含めて検証が必要。また、若いモニターが増えても、やるべき仕事や研修会が平日とかで、ミスマッチをどう改善するのか。全体意見ではなく若手のモニター側からの意見や要望を聞いた改善が重要。

また、高校生層への積極的な働きかけの検討を。消費者モニターの活動自体を増加させ、モニター同士の信頼関係を構築し、自主的にエンパワーした力を県民に還元できる「いい場づくり」を提案したい、といった内容です。

「ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましては、「B」と評価をいただきました。

食の110番の件数が2倍近く、食品表示110番も増えている。食品表示法の施行も影響していると思うが、どのような内容の通報や情報が増えているのか、県民がどのようなことに関心を寄せているのかを知るためにも重要な情報。

幅広い年齢層からの意見の把握と子育て世代の親たちに、より良い安全かつ安心できるものを気づかせる食の安全・安心に対する意識の啓発が必要。

消費者モニターの任期は、現在「自動更新」だが、このことがモニターの意識の希薄化やアンケート結果の偏りにつながる可能性もある。任期を期限付きにし、多様なモニターの意見を集めることも検討課題。

地方からの意見を多く求められるよう、地方懇談会の回数や場所、研修や講演だけでなく実習や見学等の企画を工夫することを提案したい、といった内容です。

次に、「3 食の安全安心を支える体制の整備」の「(1) 体制整備及び関係機関との連携強化」でございます。「イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」と「ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」は、「A」、「ハ 食の安全に関する調査・研究の充実」と「ニ 国、都道府県、市町村との連携」につきましては、「B」と評価をいただきました。

食の安全に関する調査・研究の充実では、ヒスタミンの迅速で簡便な分析法が開発されたが、この技術が十分に活用されていない。ヒスタミンは食中毒の原因として重要で、学校給食にマグロが使えない。新技術を積極的に活用して、規制値を設定するなど具体的な対策に繋げてほしい。早急に分析を進めて欲しい。

また、情報交換会などで国、都道府県、市町村と連携を図っていることを、一般県民にわかりやすく、公表して欲しい、といった内容です。

次に、「4 食品に係る放射能対策」は、「イ 食品の放射性物質検査」と「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」ですが、「A」と評価をいただきました。

検査の継続はもちろん、放射性物質検査は、施設栽培の野菜まで実施し、検査体制が徹底されていると評価。

ただし、県内のタケノコのように、今まで出てこなかったものから基準値超過が出たことから、手を抜くことなく、継続的に検査し、引き続き心配される食品については、管理体制を整え、大人や子供にもわかりやすく、原因を公表し、留意すべき点を明確に指示し、報告してほしい。

検査結果の公表に際して「安全の確保」や「流通させない」等の「安心」につながる表現が盛り込まれたことを評価。安全から安心へは放射能問題の重要課題。福島原発は今後の廃炉作業等でも放射能の流出の恐れがないとは言えず、検査体制は縮小できないので、さらに安全安心情報を伝えられるよう充実を望みたい、といった内容です。

以上、ここまでが、推進会議の評価案となります。

また、各委員からいただきました御意見、御提言に対する県の対応等につきましては、「資料4」として取りまとめております。

資料中、グレーで「網かけ」している箇所がございますが、これは委員の御意見を踏まえ、前回御説明した「実施状況(案)」に反映し、今回修正した場所でございます。

例えば、「資料4」の8ページの一番上の行、「BSE検査について注記をすべき」との御意見をいただきました。

「資料2」に戻っていただきます。「資料2」の18ページを御覧ください。ページの下方になりま

すが、波線を引いている部分のとおり追記をさせていただきました。同様に、このような形で、「資料4」のグレーの網掛け部分は該当する報告書の箇所を現時点で修正しております。「資料4」のそれ以外の部分につきましては、時間の都合上、個別説明は省略させていただきます。

以上で、施策の実施状況(案)に係る評価関係につきまして、説明を終わらせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。ただいま事務局から、平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)」に基づく施策の実施状況(案)評価についてまとめたものを報告していただきました。

この評価は、「資料4」の形で皆さんから出された意見・提言を私の責任でまとめました。いくつかの御意見を整理した関係で、文書としてすんなり通っていないところもありますが、皆さんの御意見をなるべく網羅するように整理してみました。これについては、皆さんの御意見を踏まえたつもりですが、十分でないところもあると思いますので、これから、皆さんに御意見をいただきながら、評価内容についてこれによろしいか、確認していただきたいと思います。

皆さんの評価が十分反映されているかどうか確認を含めて、また質問等もあるかと思っておりますので、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。感想でも構いません。私から反時計回りをお願いします。

〈 西川委員 〉

気になる部分は、GAPのところではJGAPが実施されておりますが、これからは、東京オリンピックを控えて、GLOBAL. GAPへの対応が必要だと思われまます。そのあたり、情報収集となっておりますが、もう少し、取り組みについて検討していただきたい。

農産物だけではなく、水産物についても同じことだと思いますが、農林水産省が日本の基準で世界に進出していこうとしていますが、正直、世界はグローバル化しており、なかなかその基準に合わせにくい状況になっていると聞いています。

日本の農畜水産物は、世界標準の衛生管理基準に従っていくということを国も指導していると思いますが、県もこれから対応していくということが大切ではないでしょうか。GLOBAL. GAPのみならず、世界に対応できる形でお願いしたいと思っております。あくまで意見です。難しいことは承知していますがお願いしたいと思っております。

〈 氏家委員 〉

西川委員からも話があったように、HACCPはオリンピックまでに、国としてももう少し増やそうと目指しているのかなと思います。まだ、方針もはっきりしていない面もありますが、宮城県の場合には、水産関係で新しい工場を建設している状態です。大抵は、HACCPの考え方に準じた施設設備になっているとは思いますが、なお、きちんと認証が取れるような形で強化する絶好の機会ではないかなと思いますので、是非、お願いしたいと改めて思いました。

地産地消については、「社会的課題に対応するための学校給食の対応」として、女川地区が文部科学省からモデル地区に指定され、小金澤会長と私に関わっていますので、県教育委員会とも連携するなどしていただきたいです。

地産地消というと農産物だけが数値として見えてくるのですが、宮城県の場合には水産物もあ

りますので、水産物の現状も目標値も何もありませんので、実際に活用していても表に何も現れてこない状況ですので、是非、水産にももっと目を向けていただけたらいいのかなと思います。

〈 佐藤委員 〉

実施状況が何点か修正されておりますが、その中で食の110番、食品表示110番です。他のデータを組み込んだため、件数が増えたのは分かりますが、それがどう評価に繋がるのか、なかなか難しいものがあります。増えたというのは分かりますし、それを単純に評価しているわけですが、そう簡単にはいかないと思います。どのように評価につなげていくのかといいますと、やはり、内容を公表するとか、110番を寄せられた方へのフィードバックが必要なのではないのでしょうか。

それと今回、第2期分の評価が終了しましたが、第3期は第2期と整合性をとりながら策定しましたので、非常に関連性がありますが、第3期の評価を来年度に行いますが、ギャップが出てくるのではと若干心配があります。どのように評価基準を作っていくのかは、もう一度この会議を含めて議論をした方がいいのかもしれない。

特に、第1期から第2期は、さほど差がありませんでしたが、そこに原発の問題が発生し、要素が複雑になった経緯があります。第2期では、原発の問題は想定していなかったわけですが、それも含めて、第3期の評価については検討すべき材料が多いのではないのでしょうか。今回、評価をしてみて改めて感じましたので、配慮をお願いしたいと思います。

〈 熊谷委員 〉

皆様色々な御意見がある中、小金澤会長にこのように意見をまとめていただきありがとうございました。

〈 加藤委員 〉

評価については、私も出した意見が盛り込まれておりますし、とてもよくまとまっているという感想です。

1点、質問ですが、資料3の2ページの監視指導及び検査の徹底において、肥料生産業者の違反事件に関わる部分で、「農家への情報提供や救済措置は取られた」とありますが、救済措置は、具体的に何のことを指すのか教えていただきたいです。

また、3ページの消費者モニターの件ですが、更新ではなく、任期を設けることは、私も賛成です。

〈 大友委員 〉

会長は御苦労だったことと思います。この評価をみて、私達の団体としてもこういうことがあるということを会員にしっかりと伝えていく広報活動を努めていきたいと思っています。

〈 伊藤委員 〉

資料3の3ページの「生産者・事業者と消費者との相互理解の促進」ですが、この題名が本当に食の安全安心の全ての基礎なのかなと思っております。文章の最後に、「食育の大切さは、地産地消を含めて、感性レベルで実践できる企画を・・・」とありますが、この部分は、これからの食育に大事な部分だと思っております。食の安全安心を進めていく上の一つの突破口になると思いま

す。

私が住んでいる地域は農業地域ですから、小中学生は田植えなどを経験し、自分たちの口に入っていく食べものがどのようにして作られているのが肌で感じています。都会ではそういうことを体験したことがない子供達もいると思います。そういう肌で感じるような経験を取り入れて、食育の一つの方法として取り入れていただくと使っていない田んぼも息を吹き返すのではないのでしょうか。「感性レベルの・・・」この最後の一行は、とても素晴らしいと思います。

〈 國永委員 〉

私の意見を含めて評価をまとめていただき、ありがとうございました。今回、評価してみて、監視・指導の言葉の意味について考えさせられました。ただ指導すればいいという意味ではないと思いますので、佐藤委員のように評価の手順について考えさせられました。

活動する人も、評価する人も、「人」な訳ですから、色々なことに左右されることがありますが、携わる人が何を目的にしているのかが大事だと思いました。指導するにあたり、「察する」ことも大切だと思いました。

〈 丹野委員 〉

事業者代表として、一年が経過しました。HACCPを食肉関連でも進めているところですが、精神論として下部組織に落としていくには、かなり時間がかかるなと感じております。食品衛生、安全については、言葉で美辞麗句を並べるより、見える化で数値化していくことが一番信頼に繋がると改めて感じた一年間でした。自分の仕事の中でも、色々と活かしていきたいと思っております。

〈 佐々木(圭)委員 〉

今日、委員就任後初めてですので、よろしく願いいたします。

〈 小金澤会長 〉

どうもありがとうございました。皆さんの感想を聞きますと少し直すところがありそうですが、まず、加藤委員から出された御質問は、どちらで答えますか。

〈 農産園芸環境課 井上技術副参事 〉

肥料の件ですが、県内の肥料生産業者が、特殊肥料として登録していたものに普通肥料の成分が混じっていたため、肥料取締法の登録違反となったものです。表示されている成分と違い、化学合成成分の尿素が入っており、普通肥料となる成分が含有されていたため、有機農業に取り組まれていた方々が、有機農産物として登録・認証ができなくなってしまい、その結果、県内の農家でも損害を被った訳です。

その肥料は、特殊肥料として県に登録していたため、成分を測定後、農家へ化学合成肥料成分等が含有されていたことを含め、情報提供いたしました。情報提供することにより、自らが栽培した農産物の特別栽培農産物の認証区分を生産者が確認できるようになりました。

結果、県認証で化学合成農薬不使用・化学合成肥料不使用の認証区分だった方は、化学合成農薬1/2使用・化学合成肥料1/2使用の認証などに変更させていただきました。それが、県

が行った救済措置と認識しております。

〈 小金澤会長 〉

県の救済措置は、県の認証制度で行い、国の救済措置は国の有機農産物の認証制度で行ったということです。化学合成成分を含む普通肥料を使ってしまうと普通栽培期間の3年間は、有機農産物として認めてもらえません。今回は、その栽培期間を1年間だけ経過すれば、その後、また有機農産物として扱うこととするとした国の救済策が出されました。御理解いただけましたでしょうか。

ひととおり、皆さんから御意見をいただきましたが、評価は、概ねこの方向でよろしいでしょうか。

ただし、皆さんからの御意見のとおり、GLOBAL. GAPについては、まさにこれからの取り組みが大事ですし、東京オリンピック、HACCP認証、ハラル認証や仙台空港民営化による輸出促進も含め、認証の仕組みをもう少し見ておく必要があると思います。

特に今は、世界で農産物輸出入の認証に関して、基準値が上がってきており、国内での認証だけでは対応できない状況に追い込まれています。そういう状況をみますと単に情報収集を行うだけではなく、少し文言を付け加えたほうがいいのではないかと思います。

私がここで読み上げますので、御確認をお願いします。

「GLOBAL. GAPの情報収集等が必要である」のところを、「GLOBAL. GAPの情報収集等への取り組みが必要です。」と修正してください。「・・・への取り組み」を足していただきたいと思いません。単に情報を集めるだけではなく、情報収集を含めた取り組みをしていくんだということを名言しておいた方がいいと思います。その様な姿勢をみせることが大切だと思いますので、評価案を修正したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

評価については、コメントはありましたが、変更の御意見はありませんでした。

ただ、今回は第2期の最後の評価でしたが、来年以降は第3期の評価に入るわけです。そのあたりのつながりとして、評価のあり方について、第2期と第3期の違いも含めて考えていっていただきたいと思いません。この評価の文章に書く書かないではなく、来年も評価は行いますので、きちっと考えていっていただきたいと思いませんし、事務局も整理しておいていただきたいです。

このことを含めて、「みやぎ食の安全安心推進会議の評価」としてよろしいでしょうか。

では、評価の文言は先ほど直したところを追加して、評価としたいと思います。

よろしいですか。では、次の報告事項の「食品に係る放射性物質検査の結果」について、お願いします。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

それでは、平成28年6月末日までに実施いたしました「食品に係る放射性物質検査の結果」について、簡単に御報告いたします。「資料5」で、御説明いたします。

県では、平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画(第2期)に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。

これにより、県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、各々検査を実施しております。

出荷前の検査ですが、野菜類、果実類、穀類等の農産物では、472点、原乳は30点、牛肉に

については、6, 141点、豚・めん山羊等については32点、海産魚種、内水面魚種等の水産物については、527点、きのこ・山菜類等の林産物については、1, 365点、イノシシ、ニホンジカ等の野生鳥獣肉については、34点で、合計8, 774点の検査を実施いたしました。うち、基準値超過は、林産物と野生鳥獣肉の合計37点です。

林産物については、1, 365点中29点で基準値を超過しておりますが、大崎市旧三本木町のタケノコを除き、既に国から出荷制限指示等を受けている品目のクサソテツ(コゴミ)、コシアブラ、ゼンマイ等(全て野生)になります。

大崎市旧三本木町のタケノコについては、平成28年6月7日に国から出荷制限指示を受けましたが、県では、既に平成28年5月12日付けで出荷自粛要請をかけており、大崎市旧三本木町産のタケノコについては、市場には流通させませんでした。

また、野生鳥獣肉については、34点中8点で基準値を超過しておりますが、既に国から出荷制限指示等を受けている品目のイノシシ、ニホンジカ等になります。

なお、今年度、出荷制限指示の一部解除等を受け、生産出荷が再開されております品目は、まだありません。

次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は、64点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

次に、その他の検査の学校給食における使用する食材ですが、109点検査いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

続いて住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で山菜や自家栽培、自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定を実施しています。

測定点数は、1, 060点で、うち73点が基準値超過となっております。主な基準値超過品は、林産物のコシアブラ、野生鳥獣肉のイノシシなどとなっております。

この調査結果は、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しております。詳しくは、資料に記載のホームページを参考にしてくださいませようお願いいたします。

〈 小金澤会長 〉

ただ今の説明に対して、何か御質問がございますか。

〈 佐藤委員 〉

質問です。大崎市(旧三本木町)のタケノコの件でお聞きしたいです。なぜ、あそこだけスポット的に出たのかについて、調査及び原因の検証はしてありますでしょうか。それと関連して、隣接の旧町村でもかなり不安がでてきています。それらに対する対応についてお聞かせ願いたいです。

〈 林業振興課 齋藤技術副参事 〉

今の御質問に関しては、資料4の16ページの加藤委員からの質問に対する回答にも盛り込んでいます。

今回は、旧三本木町で国から出荷制限指示を受けたものですから、当然ながら、大崎市の旧市町村についても、早急に検体を集めて、安全性を確保する必要があるということで、検体を採取しております。タケノコ収穫期の終わりに近い時期でしたので、できうる限りの検体を集めました。

検体は、旧三本木町を除く大崎市内から69検体集めました。旧三本木町は、タケノコの産地ではないので検体を集めるのに苦労しましたが、21検体集め、検査を実施したところ、いずれも基準値内でした。

国からの指示解除の基準は、基本的には解除しようとする市町村全域からまんべんなく採取することが条件となります。また、その市町村毎に60検体以上の検査をすることが望ましく統計的に安全と言えないと言われております。できうる限り検体を集めました。60検体に満たなかったことや、複数年における推移についてのデータが必要なことから、解除には至らず、次年度以降、改めての取り組みとなります。

なぜ、そこだけスポット的に高かったのかについては、今のところ原因は不明です。同じところから継続的にタケノコが発生すれば良かったのですが、その後、発生もなかったため、再度調べることができませんでした。旧三本木町の解除に向けては、来年度の発生時期に合わせ、できうる限り検体を集めて検査を進め、傾向を見ていきたいと考えております。なお、土壌の放射性物質の精密検査については、今まで行っておりません。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。

〈 佐藤委員 〉

タケノコですので、ずっとある訳ではありませんので、しょうがないところがありますね。

〈 加藤委員 〉

佐藤委員と同じ質問です。なぜ、土壌の検査をしていないのですか。タケノコが生えているところがどのようになっているのか不安ではないのかなと疑問です。

〈 林業振興課 齋藤技術副参事 〉

今のところ、問題のタケノコを採取したであろう竹林というのは、おおよそ特定はしていますが、明確な位置の確定まではできておりません。

また、タケノコが生えているところの地面は、土壌がほとんどありません。地表表面まで地下茎が重なっている状態ですので、土壌を採取するのはかなり難しく、地下茎を切断しながらの採取となり、個人所有の庭ですので、採取するのにも調整が必要となってきます。

今後、解除に向けたデータ収集の際に、土壌の採取測定についても検討したいと思っております。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。さきほどから、皆さんが感じているのは、放射性物質に関しては、特定の場所に貯まっている、スポットがあるとよく言われますので、検体そのものではなく、周囲の環境や土壌などの情報もあればということだと思います。

御説明のとおり、簡単ではないという部分もあるかと思いますが、可能なかぎり検査していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

その他、ございませんか。

〈 丹野委員 〉

野生鳥獣肉についてお聞きしたいです。基準値超過の内訳と数値を教えてくださいたいです。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

内訳ですが、イノシシが3, ツキノワグマが3, ニホンジカが2となっております。放射性物質が高いものは、ニホンジカは440Bq/kg, ツキノワグマで190Bq/kg, イノシシで170Bq/kg, となっております。

〈 丹野委員 〉

ニホンジカは、西部に少なく沿岸部、半島に多いということですね。ジビエ文化もあると思いますが、これは、鳥獣害駆除のデータなのでしょうか。

〈 自然保護課 水間課長補佐 〉

基本的には、有害鳥獣駆除等で得られたサンプルということになります。場所的には、シカの場合は、牡鹿半島というよりは気仙沼方面の方が数値が高い傾向にあります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。今回も気仙沼方面のものということでしょうか。

〈 自然保護課 水間課長補佐 〉

はい。そうです。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。では、その他ございませんか。では、放射能物質検査関連はこれで終わりにいたします。

次の報告事項の「ロ みやぎ食の安全安心県民総参加運動」について、事務局より説明をお願いします。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の状況を御説明いたします。これに関連いたしまして、消費者モニターアンケート調査につきましても併せて、御報告させていただきます。

それでは、「資料6」を御覧ください。みやぎ食の安全安心県民総参加運動は、消費者モニター事業と取組宣言事業の2本柱で構成されております。

まず、消費者モニター事業について、説明させていただきます。

食品表示ウォッチャー事業は、約900名の消費者モニターの中から100名を委嘱し、販売されている食品表示のモニタリングを行っていただく事業で、5月25日に食品表示の研修会に兼ねた業務説明会を開催し、6月から12月までの期間中、店舗に出向いた活動を行っていただいております。6月は延べ193店舗の調査報告があり、疑義情報11件のうち8件を県で調査、3件を調査権限を有する行政機関に情報回付しております。今後も、疑義情報の内容に応じて、国、市町村

と連携、分担しながら、必要な調査指導を行ってまいります。

次に、研修会、講習会ですが、今年度、食の安全安心セミナーを3回、モニター研修会を1回予定しており、テーマ、開催場所等は社会情勢等をみながら決定してまいります。

次に、モニターだよりは、食の安全安心に関する最新の話題等を消費者モニターの方にお知らせすることを目的として、年に3回程度発行することを予定しております。4月に第13号を発行いたしました。次号は、10月に発行を予定しています。

基礎講座については、「第3期基本計画を策定しました」と題して、モニターだより第13号に掲載しております。

地方懇談会については、保健所等の地方機関に開催を依頼しており、今年度は14回の開催予定となっております。

生産者との交流会及び食品工場見学会につきましては、11月に40名弱で開催することで検討しております。

消費者モニターアンケート調査につきましては、前回の推進会議で実施することを報告いたしておりました。予定どおり6月に実施し、対象者912名のうち、456名の方に御回答いただきました。調査結果は、この後に、御報告させていただきます。

続きまして、取組宣言事業の状況を御報告いたします。

取組宣言事業についての広報活動は、県の広報媒体やラジオ放送のほか、県民ロビーコンサートや県庁内外の集客行事などで広報を実施しており、引き続き事業の普及を図ってまいります。

まるごとフェスティバルですが、今年度は10月15日、16日に開催予定です。県庁敷地内で宣言者の出展、また、県庁舎内では県ブースの設置を予定しております。委員の皆様も是非御来場くださいますようお願い申し上げます。

最後に登録者数ですが、今年度は77者の登録があった一方で、廃業等に伴う抹消が74者あったため、3者増の2,951者となっております。

以上で県民総参加運動の報告を終わります。

続いて、6月にかけて実施いたしました「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査」の結果について御報告いたします。「資料7」で御報告いたします。

まず、1ページをご覧ください。対象者は、6月2日現在のモニター登録者、計912名に対して、調査票を送付いたしました。このうち、御回答いただいた計464名の方々の結果について集計・分析を行っております。回答率は、50.9%で、昨年度の回答率49.2%より1.7%の増となりました。

次に、回答者の属性ですが、男女別では、男性が120名(25.9%)、女性が344名(74.1%)と女性が約7割となっております。年代別では、60代が150名(32.3%)、70代が109名(23.5%)と60代、70代で全体の約半分となります。

「同居している未成年の家族の有無」、「宮城県の居住期間」については、記載のとおりですが昨年度と大きな変化はございません。

次に回答結果ですが、時間の関係上、内容をかいつまんで御説明します。

昨年度と比較して、若干の変動があっても、ほぼ同様の傾向にある設問については、一部省略して説明いたします。

2ページをお開きください。問1ですが、食品中の放射性物質を「非常に」または「ある程度」気

にしている回答者は71.3%ですが、昨年度の調査よりも0.7%減少しています。一方、「ほとんど気にしていない」、「気にしていない」は28.5%で、昨年度調査より1.1%増加しています。

7ページをお開きください。問4は、「どのような食品が不安」かを尋ねる設問です。「きのこ・山菜類」で69.0%、「魚介類」で64.9%とともに半数以上となっておりますが、昨年度より不安とする割合は減少しています。

9ページの問5ですが、一般食品の基準値に関する設問です。今年度は、過去の推進会議の意見も踏まえ、数値の根拠を知っているかどうかを尋ねる細分化した選択肢にいたしました。グラフ3番目の回答者数を御覧下さい。「数値の根拠もある程度知っていた」が30.0%、「数値のみを知っていた」が49.3%で、知っている方の合計は79.3%で、昨年度から10.0%増加しております。

12ページの問7ですが、こちらも回答者の計を御覧下さい。放射性物質の検出結果や出荷制限・解除に関する情報については、「確認する」が49.3%で、昨年度より4.6%減り、一方、「売られているものは安全だと思っているので確認しない」と「気にしていない」は、合わせて38.2%で昨年度より、4.4%増加しました。

15ページの問9を御覧下さい。こちらも回答者数を御覧下さい。県が出す食と放射性物質に関する情報のわかりやすさですが、「とてもわかりやすい」と「わかりやすい」の合計は38.6%で、昨年度よりも3.0%上昇しました。逆に、「とてもわかりにくい」と「わかりにくい」の合計は、15.8%で昨年度よりも0.7%減少しました。

20ページを御覧下さい。問13は、知識や意識を尋ねる設問ですが、昨年度までと選択肢の内容を大きく変更しています。「基準値以内であってもできるだけ放射性物質の含有量が低いものを食べたい」が、56.9%と最も高くなっています。

22ページを御覧下さい。問14の食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向けた必要な行政の取組としては、「検査状況や結果のわかりやすい公表」が、70.9%とトップで昨年度から8.1%低下していますが、他の項目も昨年度と同様の傾向にあります。

24ページの問15は、不安や風評被害の解消に向けて、行政の取組の他に必要なものとして、「マスコミによる適正な報道」が78.2%となっております。

続きまして、26ページのローマ数字「Ⅱ」からは、「食の安全安心について」のアンケートとなります。26ページの問16は、「食の安全安心全般への不安」を尋ねる質問です。

「不安を感じる」が15.8%、「やや不安を感じる」が44.2%、合計60.0%ですが、その割合は昨年度より6.0%低下しています。

27ページの問17は不安を感じる項目を点数化したものとなります。不安を感じる項目として、「環境汚染物質」が「食品添加物」を上回り昨年度と入れ替わって3位となったのが特徴です。

29ページの問19ですが、食品の安全性を確保するためには重要ですが、実際に十分行われていないと認識されている取組を訪ねたところ、「輸入食品の検査体制の強化」がトップで、次に「違反、事件、事故の速やかな情報公開」、「食品衛生の監視指導の強化」、「食品製造企業の自主管理体制の強化」の順で昨年度と同様の傾向になっています。

32ページの問21ですが、県が取り組むべきこととして、「食関連事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底」がトップになったのが特徴的です。次に、「安全な農水産物生産環境づくり支援」が続き、昨年同様、生産者や食関連事業者への指導・支援を求める意向が強くなっています。

36ページの間23です。県からの情報提供についての満足度は、「十分である」と「概ね十分である」が合わせて43.2%と、昨年度より5.4%上昇しています。

37ページの間24ですが、県からの情報として「食の安全安心の確保に取り組んでいる生産者・事業者」を知りたいとの回答が、63.8%と6割を超えています。

次に、39ページの間25は、情報収集手段と活動等を尋ねています。情報収集は、「行政が提供している広報誌等」が68.3%と最も多く、活動等については、「家庭内での食の安全安心に関する会話」が最も高く、「行政が主催する行事等への参加」がこれに続いています。また、「特に活動は行っていない」は、16.2%となっております。

以上、駆け足になりましたが、平成28年度「消費者モニターアンケート調査」結果の御報告させていただきます。この調査結果は、後日、モニター全員にお送りするとともに、県のホームページに掲載いたします。以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。今の件について、何か御意見はございませんか。

〈 加藤委員 〉

みやぎ食の安全安心県民総参加運動で、食品表示ウォッチャーの疑義情報は、ウォッチャーの方々に情報共有ができているのでしょうか。他の行政機関や県で調査を行った後、表示違反等があった場合は、プレスリリースなどで一般の方もその情報を知ることができますが、結果、どうなったかの情報は、ウォッチャーの方に返しているのでしょうか。

また、消費者モニターアンケートの結果報告の29ページをみると輸入食品への検査体制の強化に対して、不安が高いようです。輸入食品の検査に関しては、国の管轄ではありますが、こうした消費者モニターの意識、安全性への不安が高いという結果を県としてどう捉えて、今後活かすのか、もし報告できることがあればお願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 星課長補佐 〉

1点目の食品表示ウォッチャーの情報共有に関してですが、食品表示ウォッチャーの活動は6月から12月の間、小売店舗に行ってください、毎月、報告書で情報等をいただいております。そういった情報を「ウォッチャーだより」を発行して、ウォッチャーから多く寄せられた質問内容等を掲載し、情報共有しております。

食品表示違反があった場合のフィードバックですが、直接的にウォッチャーに対して、個別な検査や指導結果については、フィードバックしておりません。食品表示法上、非常に悪質なものについては、指示公表制度があり、それにより行うことになっております。それ以外の軽微なもの、例えば、ウォッチャーからの情報にもあります、一過性の生鮮食品の原産地表示の不備等がこれに当たりますが、そういったものに対する指導結果については、個別にフィードバックはしておりません。

〈 食と暮らしの安全推進課 近藤技術補佐 〉

2点目の質問にお答えします。輸入食品については、国で年間30万件ほど検査を実施しております。それを増やす増やさないは、国の大きな判断になると思います。消費者モニターアンケート

ト結果から、このように輸入食品に対する不安が高くでておりますが、今のところ、県としては、国の動向を見て、見極めていきたいと考えております。

前回、丹野委員からお話がありましたホルモンの話ですとか、大きな流れが決まってくることもあるかと思っておりますので、今の段階で県として検査を強化する段階まで考えておりません。国の動向を見て考えていきたいと思っております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。他にございませんか。

〈 伊藤委員 〉

質問1点と要望1点ございます。まず、質問です。消費者モニターに912名が登録されていますが、宮城県に住んでいる期間や性別、年代別は出ておりますが、地域別は記載してありません。登録されている方々の地域別の割合はどうなっているのでしょうか。地域のバランスも出てくると思うのでお聞きしたいです。

〈 事務局 星課長補佐 〉

消費者モニターの地域の偏りということですが、昨年度は913名に登録していただいております、うち仙台市が498名でトップになっております。圏域ごとでは、仙南圏域で58名、仙台市を含む仙台圏域で、680名、大崎圏域で87名、栗原圏域で14名、登米圏域で20名、石巻圏域で37名、気仙沼圏域で17名と併せて913名となっております。仙台圏域は、全体の74%余りという状況になっております。

〈 伊藤委員 〉

そうではないかとは思っておりました。仙台中心なのは分かります。それを受けて、これは要望です。

年代別に見ても、50代、60代、70代が一番多い訳です。ですので、この居住期間も20年以上という回答が多くなってきていると思われまます。「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」ですから、もっと若い世代に参加していただきたいと思っております。

例えば、一つの方法として、20代を伸ばすのであれば、学生生協を中心にする、30代であれば、県PTAなどにモニターになっていただけるようしてはいかがでしょうか。一つの要望です。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。この点については、先ほどの御意見の中にも、消費者モニターは、「自動更新」ではなくてという御意見もありましたので、今後、県民総参加運動の中のモニター登録のあり方について、事務局で検討していただければと思います。

仙台市を含む仙台圏域がもっとも多いのは仕方がないことかもしれませんが、地方で研修会など色々な取組みもしていますので、その辺もアピールしながら、今後とも年代、地域バランスを考慮して進めて欲しいと思っております。

〈 西川委員 〉

アンケート結果から、消費者の方は、県からの情報提供で、生産者・事業者の情報を6割以上が欲しがっていることが分かりました。モニターは、仙台圏域の方が7割を超えておりますので、県への要望というより、仙台市への要望かもしれません。質問として、「県からの情報提供」ですが、答える方にとっては、宮城県でも仙台市でも同じ行政としてみていると思われれます。食の安全安心に関する事、HACCP認証についても、宮城県も仙台市もおそらく、同じ取組を並行して行っていると思いますので、できるだけ仙台市とも情報共有を図っていただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。これで、みやぎ食の安全安心県民総参加運動についてを終わりにします。次に、その他として、第8期公募委員の選定経過についてお願いします。

〈 事務局 赤間課長 〉

それでは、みやぎ食の安全安心推進会議公募委員決定の経緯について、事務局から簡単に御説明いたします。

第7期委員の任期は、平成28年8月31日までとなっておりますので、次期第8期の公募委員について、選考委員会を立ち上げ、選定を行いました。委員の公募は、平成28年5月2日から5月31日までの約1ヶ月間行いました。公募の方法としては、「広報みやぎ」や宮城県ホームページに掲載したほか、関係団体等へチラシを配布するなど周知に努めました。結果、21名の方から応募があり、一次選考で8名に選定いたしました。

その後、7月12日(火)に二次選考として、グループ討議と個人面接を行い、公募委員2名を決定いたしました。任期は、平成28年9月1日から平成30年8月31日までとなっております。今回の会議から審議に加わっていただくこととなります。簡単ですが、以上で説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。それでは、議事は終わりにしたいと思いますがよろしいですか。

〈 佐藤委員 〉

参考資料として付けていただいた「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)の実績」についてですが、原発事故と放射能対策について触れておりません。第2期計画に入っていないからといって、記載していないものはいかなるものかと思えます。

資料2の「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)」に基づく施策の実施状況(案)には、4として食品に係る放射能対策について記載してあります。これは、第2期計画に掲載してなかったにも関わらず、非常に重要な問題なため、記載することにしたものです。ということで、第2期計画の5年間、ずっと取り上げてきておりますし、県民にも非常に大きな関心事であると思えます。参考資料に4または付録ということで追加という形で何かしら触れていただかないと宮城県は放射能対策を何もやっていなかったのかと言われかねませんので、御配慮いただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

今の点について、何かございますか。

〈 事務局 赤間課長 〉

確かに4と言う形で放射性に関する記載は抜けております。もう少し詳しくまとめまして、追加で資料作成するなど、検討させていただきます。

ただ、全く記載していないわけではございません。参考資料の9ページを御覧下さい。また、17ページにも記載してございます。ただ、確かに目立ちませんので、もう少し検討させていただきます。

〈 小金澤会長 〉

私どももそうですが、議会等でも色々言われるかもしれません。放射能の問題は佐藤委員の意見を踏まえて検討をお願いしたいと思います。

さて、この第7期メンバーで会議をするのは、今日が最後となります。

特に、佐藤敏悦委員につきましては、推進会議の第1期から今期まで長きにわたり、御活躍していただきました。また、公募委員の伊藤委員、國永委員をはじめ、本日、お休みしておりますが、生産者代表の宮城県青果市場連合会の佐々木委員、水野水産株式会社の水野委員にも大変お世話になりました。

今期を振り返って、皆さんから一言ずつお話をいただいて終わりにしたいと思います。

(各委員が一言ずつ挨拶を述べる)

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。では、司会を事務局に戻します。

〈 事務局 中村副参事 〉

それでは、ここで、部長の佐野より、今期委員の皆様に対しましてお礼の言葉を申し上げます。

〈 佐野部長 〉

(佐野部長から、委員に対してお礼の挨拶を述べる)

〈 事務局 中村副参事 〉

委員の皆様、活発な御審議ありがとうございました。

次回の開催は、平成29年2月上旬頃の開催を予定しております。おって開催の御案内を差し上げたいと思いますので、御出席いただきますようお願いいたします。

また、本日は、この後、懇親会を予定しております。出席される方のお手元に、御案内を差し上げておりますので、お時間までに会場にお集まりいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。